

平成30年度外国出願支援事業（外国出願補助金）のご案内

県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許や実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する費用の一部を助成します。（※本事業は経済産業省の中小企業知的財産活動支援事業費補助金の交付を受け実施するものです。）

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等

■補助率・上限額

- 補助率：1/2
- 上限額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）
- 案件ごとの上限額：特許 150万円
実用新案・意匠・商標 60万円
冒認対策商標（※）30万円
（※）冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

■公募期間

平成30年5月16日（水）～平成30年12月28日（金）まで随時募集

※ただし予算の上限に達した場合は公募を締め切ります。

■その他

応募資格、選定基準等 詳しくは下記まで

<http://www.joho-shimane.or.jp/purpose/overseas/814>